

米子市掲示第4号

公募型プロポーザルの執行について

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和8年3月31日

米子市長 伊 木 隆 司

1 プロポーザルの概要

- (1) プロポーザルの内容
米子市自治会運営支援システム構築業務委託に係る企画の提案
- (2) 対象となる業務名
米子市自治会運営支援システム構築業務委託
- (3) 業務の委託期間
契約日から令和9年3月31日まで

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者又は同条第2項各号のいずれかに該当する者若しくはその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (2) 参加表明書兼誓約書の提出日に、米子市の競争入札への参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (5) 書類提出時において、国税及び地方税を滞納していないこと。

3 審査

参加申込者が提出した提案書等、プレゼンテーションの内容などを総合的に判断する。

4 最優秀案等の選定

審査の結果に基づき、評価の高い順に優秀案を選定する。また、優秀案として選定された提案のうち、最高点を得たものを、最優秀案として選定する。

なお、審査の結果によっては、優秀案又は最優秀案を選定しない場合がある。

5 手続き等

- (1) 担当部局
郵便番号683-8686 米子市加茂町一丁目1番地
米子市総合政策部地域振興課（電話0859-21-7471）
- (2) 米子市自治会運営支援システム構築業務委託プロポーザルの実施要領（以下「実施要領」という）実施要領は、令和8年3月30日（月）から令和8年4月8日（水）までの間に米子市ホームページ（<http://www.city.yonago.lg.jp>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい場合は、次により直接交付するものとする。
 - ア 交付期間
令和8年3月30日（月）から令和8年4月9日（木）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（最終日は、正午。）
 - イ 交付場所
(1)に同じ。
- (3) 参加表明書等の提出
 - ア 提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領に基づく参加表明書兼誓約書及び役員調書兼照会承諾書を作成し、これを持参し、又は郵送すること。なお、郵送による申込みは、書留郵便によることとする。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

令和8年4月9日（木）正午

(4) 提案書等の提出

ア 提出方法

実施要領に基づき提案書等を作成し、これを持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ

ウ 提出期限

令和8年4月13日（月）正午

6 契約の締結

4により最優秀案として選定された提案の提案者と契約締結の交渉を行う。

なお、当該交渉が不調をなつた場合は、4により選定された優秀案のうち評価の高いものから順に、その提出者と契約締結の交渉を行う。

7 その他

本プロポーザルの執行に関し、この公告に記載のないものは実施要領によるものとする。